

天龍製鋸株式会社定款

(令和 7 年 6 月 26 日)

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、天龍製鋸株式会社と称し、英文では Tenryu Saw Mfg. Co., Ltd. とする。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 鋸・刃物類の製造、加工および販売
2. 製材・石材・鉄鋼・農業用等の機械器具の製造、加工および販売
3. 不動産の賃貸
4. 前各号に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を静岡県袋井市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、44,590,536株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権

利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株式取扱規程)

第9条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(新株予約権無償割当ての決定機関等)

第11条 当会社は、新株予約権無償割当てに関する事項については、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議、または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により決定する。

- 2. 当会社は、買収防衛策の一環として、前項に基づき新株予約権無償割当てに関する事項を決定する場合には、新株予約権の内容として、以下の事項を定めることができる。

- (1) 買収防衛策において定める一定の者（以下「非適格者」という。）は当該新株予約権を行使することができないこと
 - (2) 当会社が非適格者以外の者のみから当該新株予約権を取得し、これと引換えに当会社の株式を交付することができること
 - (3) 当会社が非適格者から当該新株予約権を取得し、これと引換えに当会社の株式、新株予約権、社債、金銭その他の対価を交付することができること
- なお、「買収防衛策」とは、当会社が資金調達などの事業目的を主要な目的とせず新株または新株予約権の発行を行うこと等により当会社に対する買収の実現を困難にする方策のうち、当会社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、買収が開始される前に導入されるものをいう。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第18条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、9名以内とする。

2. 当会社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

(選任方法)

第19条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第20条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役・役付取締役および相談役・顧問)

第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。
3. 取締役会は、その決議によって相談役および顧問各若干名を置くことができる。

(取締役会の招集通知)

第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第24条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一

部を取締役に委任することができる。

（取締役会の決議の省略）

第25条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会規程）

第26条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（報酬等）

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第28条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査等委員会

（常勤の監査等委員）

第29条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

（監査等委員会の招集通知）

第30条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

（監査等委員会規程）

第31条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 計算

(事業年度)

第32条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第33条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第34条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第35条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても、なお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

附則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第1条 当会社は、第172期定時株主総会終結前の行為に関する任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。